新潟大学大学院博士課程奨学金 申請に必要な証明書類一覧 【令和8年4月進学者用】

1 全員が必ず提出する書類

| 名称 | 取扱 |
|-------------|-------------------------|
| 所得証明書 ※コピー可 | 令和7年1月1日時点で住民票のある市区町村役場 |

【注意事項】

- 申請者本人の令和6年分の収入・所得が証明されているものを提出してください。
- 定職収入のある配偶者がいる場合は、配偶者の分の証明書(令和6年分)も必要です。
- 所得が「0円」でも、「0円であること」を確認する必要がありますので、必ず提出願います。
- 収入及び所得金額が印字されているものを提出してください。
- 市町村によって、「課税証明書」や「市・県民税所得証明書」等、書類の名称が異なる場合があります。
- 住民票のある市区町村役場で発行されない場合は、現在住んでいる市区町村役場にご相談ください。

2 該当する場合にのみ提出する書類

以下の内容を参考に必要書類を確認し、提出してください。

<定職・アルバイト等の収入について>

| た順・プルハイト等の収入についてク | | | | | | |
|---------------------------------------|--|----------|--|--|--|--|
| ケース別 | | | 必要書類 | | | |
| 令和6年1月1日 以前から勤務・ア ルバイトを開始 し, | 申請日現在も継続している。 または令和6年 12 月末まで に退職した。→ <mark>A</mark> へ | | ▲ 上記1の所得証明書のみ必要。 ただし,所得証明書に収入金額の記載 がない場合は,源泉徴収票,給与支払 (見込)証明書または3ヶ月分以上の 給与明細のコピー等,令和6年分の受 給額がわかる書類を追加提出するこ と。 | | | |
| | 令和7年1月2日以降から申 請日までの間に退職した。 →Bへ | → | | | | |
| 令和6年1月2日 以降に勤務・アル バイトを開始し, | 平成6年 12 月末までに退職 した。→ △ へ | | B 所得証明書の他に,給与支払(見込)証 | | | |
| | 令和7年1月以降から申請日までの間に退職した。または申請日現在も継続している。 →®へ | | 明書,給与明細,通帳のコピー等,令和6年分の受給額がわかる書類,もしくは退職した事がわかる書類を提出すること。 | | | |

- ※ 2つ以上の勤務先に勤めている場合は、勤務先ごとに収入に関する証明書が必要です。
- ※ アルバイトには、短期・単発のアルバイトも含みます。
- ※ 定職を辞した場合は、令和7年分の源泉徴収票や退職証明書等を必ず提出してください。 アルバイトを辞めた場合は、何月に離職したかを申請時に申告してください。

<奨学金について>

| ケース別 | | | 必要書類 |
|-----------------------|---|----------|--|
| 奨学金を受給して いる(していた)。 | 日本学生支援機構が実施する 奨学金である。→© | | © 証明書類は不要。 |
| | 日本学生支援機構 <u>以外</u> が実施 する奨学金である。→ ① | → | ① 奨学生証や奨学金決定通知等,その奨学金の金額や受給期間が確認できる書類の写しを提出すること。 |